（呉市建築基準法施行細則７条）

（第１面）

鉄骨工事監理状況報告書

　　　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 呉 市 長（建築主事）  呉 市 長（建築副主事）  指定確認検査機関 | 様 |

住所

工事監理者　氏名

(　　)建築士(　　)登録第　　　　　　　　　　号

(　　)建築士事務所(　　)知事登録第　　　　　号

電話(　　　)　　　　　番

次のとおり、工事の監理状況を報告します。

この監理報告書に記載の事項は、事実に相違ありません。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 報　　　　告　　　　内　　　　容 | | | |
| 報　　　　告　　　　事　　　　項 | 照合を行つた設計図書 | 確認方法 | 確認結果 |
| １　材料 | (1) 鉄骨  ・鋼材（規格・材質・種類・断面寸法・品質証明）  ・高力ボルト、普通ボルト、アンカーボルト（規格・種類・寸法・ねじ形状）  ・頭付スタッド（規格・種類・寸法）  ・溶接材料（鋼材の組合せ適否・保管）  ・デッキプレート  ・さび止め塗料 |  | Ａ・Ｃ |  |
| (2) 耐火被覆  ・吹付工法  ・耐火板張り  ・耐火材巻付け |  | Ａ・Ｃ |  |
| ２　施工 | (1) 資格  ・溶接施工管理技術者、溶接技能者  ・溶融亜鉛めつき高力ボルト接合の施工管理技術者、締付け技能者  ・専門検査会社の非破壊試験検査技術者、建築鉄骨超音波検査技術者 |  | Ａ・Ｃ |  |
| (2) 製作（製品）  ・形状、寸法、ボルト孔の径、スリーブ、開口部の補強  ・溶接状態  ・摩擦面（まくれ・ひずみ・へこみ・さびの状態）  ・スタッドボルト（径・本数・配置）  ・さび止め塗装範囲 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ |  |

（第２面）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 報　　　　告　　　　内　　　　容 | | | |
| 報　　　　告　　　　事　　　　項 | 照合を行った設計図書 | 確認方法 | 確認結果 |
| ２　施工 | (3) 溶接接合  ・溶接作業条件（作業場所の気温・降雨・降雪・風）  ・溶接着手前（隙間・食違い・ダイヤフラムとフランジのずれ・ルート間隔・開先角度・組立・エンドタブ）  ・溶接作業中（予熱・溶接順序・溶接姿勢・溶接棒径・ワイヤ径・溶接電流・アーク電圧・入熱・パス間温度・スラグの清掃・裏はつり） |  | Ａ・Ｂ・Ｃ |  |
| (4) ボルト接合  ①　高力ボルト  ・摩擦面の状態、ピンテールの破断、とも回り有無、ナット回転量、ボルト余長 |  | Ａ・Ｃ |  |
| ②　普通ボルト  ・ボルト余長、座金有無、戻り止めの方法 |  | Ａ・Ｃ |  |
| (5) 鉄骨建方  ・アンカーボルトの設置（位置・定着長さ・固定・養生・柱底均しモルタルの厚さ）  ・建方精度（柱の倒れ・スパン長さ・梁の湾曲・接合部精度） |  | Ａ・Ｂ・Ｃ |  |
| (6) 耐火被覆  ・下地（浮きさび・付着油の除去）  ・被覆厚さ  ・耐火表示 |  | Ａ・Ｂ・Ｃ |  |
| (7) さび止め塗装  ・未塗装範囲  ・塗装損傷部分の補修状態 |  | Ａ・Ｃ |  |
| (8) 溶融亜鉛めつき工法  ①　溶融亜鉛めつき  ・めつき付着量、溶接部の割れ、仕上り状態、傷の補修状態 |  | Ａ・Ｃ |  |
| ②　溶融亜鉛めつき高力ボルト  ・摩擦面の処理  ・締付け（マーキングのずれ・ナット回転量・ボルト余長） |  | Ａ・Ｃ |  |

（第３面）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 報　　　　告　　　　内　　　　容 | | | |
| 報　　　　告　　　　事　　　　項 | 照合を行つた設計図書 | 確認方法 | 確認結果 |
| ３　試験 | (1) 溶接接合  ①　共通  ・外観（アンダーカット・ピット・オーバーラップ・割れ・クレーター・溶接ビード面形状・スラグ除去不良・すみ肉の脚長不足・突合せの余盛不足）  ・突合せ溶接部食違い、ダイヤフラムとフランジのずれ  ・内部欠陥（ブローホール・溶け込み不足・割れ・スラグ巻き込み） |  | Ａ・Ｂ・Ｃ |  |
| ②　不合格溶接の補修  ・外観（欠陥の補修状態）  ・内部欠陥（欠陥の補修状態） |  | Ａ・Ｂ・Ｃ |  |
| (3) スタッド溶接接合  ①　共通  ・外観（アンダーカット・仕上り高さ・傾き）  ・打撃曲げ試験（曲げ角度・割れ） |  | Ａ・Ｂ・Ｃ |  |
| ②　不合格スタッド溶接の補修  ・補修状態 |  | Ａ・Ｃ |  |

注　１　この様式は、完了検査申請書（建築基準法施行規則別記様式第19号）又は中間検査申請書（建築基準法施行規則別記様式第26号）の第４面（工事監理の状況）に掲載している「主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料（接合材料を含む）の種類、品質、形状及び寸法」及び「主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等」に記載すべき事項を含む報告書とする。

２　完了検査申請書にこの様式を添付する場合、特定工程に係る建築物にあつては、直前の中間検査までの工事監理の状況について記入しないこと。

３　具体的な確認方法は、工事監理ガイドライン（平成21年９月１日国土交通省住宅局建築指導課）等を参照すること。

４　該当がない項目の記載は不要とする。

５　「照合を行つた設計図書」の欄は、建築基準法施行規則第１条の３に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行つた図書を記載すること。

６　「確認方法」の欄は、Ａ・Ｂ・Ｃのうち、該当するものを○で囲むこと。Ｃに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載すること。Ｃで確認した書類は、検査時に確認する場合があるため、現場に備え置くこと。

Ａ：目視（試験）による立会確認

Ｂ：計測等による立会確認

Ｃ：自主検査記録・施工記録・測定記録・材料搬入報告書・工事写真・資格証明書・施工図・試験成績書等による確認

７　「確認結果」の欄は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかつた場合は「不適」を記入すること。また、不適の場合には建築主に対して行つた報告の内容を記載すること。

８　知事又は建築主事等から建築基準法第 12条第５項の規定に基づき、指定工程時に工事監理状況報告書（別記様式第３号（第７条関係））の提出を求める場合がある。この場合、この様式の添付及び検査時の書類の備置きは要しない。

９　不用の文字は、消すこと。

10　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。